

出題のねらい

【1】古代・中世、外交・文化の分野

七世紀の遣隋使の派遣と、鎌倉仏教についての基礎的な知識を史料から問いました。

【2】中世・近世、経済・社会の分野

室町時代における貨幣経済の特徴について、政治的な流れや庶民の動向なども踏まえつつ、史料に即して理解しているかを問いました。

【3】近世・近代、政治の分野

幕末の政治状況に関する設問です。基本的な用語が理解できているかを問いました。

【1】

【解答】(30点)

- | | |
|----------------------------------|--------|
| (1) 隋 | (3点) |
| (2) 煬帝 | (3点) |
| (3) 国書の中で倭王も中国皇帝と同じ天子という表現を用いたこと | (3点) |
| (4) 小野妹子 | (3点) |
| (5) b 高向玄理 c 旻(日文) | (3点×2) |
| (6) 法然(源空) | (3点) |
| (7) 源信 | (3点) |
| (8) 南無阿弥陀仏 | (3点) |
| (9) 親鸞 | (3点) |

【解説】

史料Aは、倭国の使者が「日出づる処の天子…」と書かれた国書を持参し、隋の煬帝の不興を買ったという『隋書』の記載です。煬帝の不興を買った原因は、倭国王が皇帝の呼称である「天子」を自称したことにあります。

史料Bも同じ時期の遣隋使の記録で、小野妹子が唐に渡って裴世清を伴って帰国し、再び大使として裴世清を送り届けるまでのことが記載されています。この裴世清を送り届けた時の留学生・留学僧には、後に大化の改新政府の国博士となる高向玄理や旻も含まれていました。いずれも基本的な知識を問うています。

史料Cは、法然の念仏往生の要義を一紙に記した『一枚起請文』と呼ばれる史料です。念仏往生の教えはすでに源信らが説いていますが、法然は、たとえ高僧でなくても、また高度な教理を知らなくても、ひたすら「南無阿弥陀仏」と申すならば、誰もが極楽に往生できると説いています。

[2]

【解答】 (40点)

(1) a 足利義教	b 嘉吉	c 足利義政	
d 六斎市	e 見世棚 (店棚)		
f 馬借			(3点×6)
(2) 撰銭			(3点)
(3) 明銭			(3点)
(4) 私鑄銭			(3点)
(5) 正長の徳政一揆 (正長の土一揆)			(3点)
(6) 幕府が臣下や農民の貸借関係を 破棄させる法令を出すこと。			(4点)
(7) h 酒屋	i 土倉		(3点×2)

【解説】

室町時代に、貨幣経済が浸透していった社会的背景に関する設問です。史料Bは蜷川家文書のなかに含まれる撰銭令の写しです。一方の史料Cは、興福寺大乘院門跡の尋尊がまとめた大乘院日記目録の一節です。

史料Bが伝わった蜷川家は、室町幕府の政所代をつとめた家で、幕政に関する史料が豊富に残されています。そのなかにある永正2年(1505)の幕府が出した撰銭令の写しです。「唐銭」と呼ばれる中国からの輸入銭は、一般的に多少の傷は無視して、等価で使用するように命じています。また、私鑄銭をはじめとする「悪銭」を取引することを禁じています。これに違反した者は死刑に処し、財産を差し押さえるという厳しい姿勢で臨んでいます。

史料Cは、正長元年(1428)に京都で起こった正長の徳政一揆の様子を描いたものです。民衆たちが徳政令が出されたと称して、酒屋や土倉などの金融業者を襲い、財産を奪っている姿が生々しく記されています。日本が始まって以来、民衆による蜂起はこれが最初だというのはよく知られたフレーズです。

嘉吉元年(1441)の嘉吉の変や、応仁元年(1467)に始まる応仁の乱は、将軍権力の弱体化をよく示す事件です。それと連動して、民衆が力を持つようになり、それとともに貨幣経済も社会へ浸透していきます。撰銭令の内容をみてもわかるように、幕府の政策は後手後手です。徳政一揆にもなすがままにされています。このように、幕府は貨幣経済をだんだん制御できなくなっていきます。

[3]

【解答】 (30点)

(1) 大政奉還	(3点)
(2) a 慶喜 b 朝廷	(3点×2)
(3) 保元の乱、平治の乱	(3点×2)
(4) 徳川家康	(3点)
(5) 王政復古の号令	(3点)
(6) ベリーの来航	(3点)
(7) 孝明天皇	(3点)
(8) 三職	(3点)

【解説】

薩長を中心とした倒幕運動が進むなか、土佐藩は公議政体論の立場から幕府に政権を返上させ、幕府に政局の主導権をとらせようとしていました。土佐藩参政後藤象二郎は、幕府の若年寄格永井尚志と連絡をとり、前藩主山内豊信の名で、1867年10月3日、大政奉還建白書を老中板倉勝静を通して将軍に提出しました。これを受けた徳川慶喜は、幕府の有司に意見をきき、ついで在京の諸藩の重臣を二条城に集めて意見を求め、14日、大政奉還の上表文を提出しました。それが史料Aです。

慶喜の行動の背景には厳しい内外の政治情勢がありましたが、大政をいったん朝廷に返しても、いずれ政局收拾の主導権は慶喜の手中に収まると考えていたようです。

同日、薩長討幕派は「討幕の密勅」を得ましたが、大政奉還が勅許されたため、倒幕の名分を失った討幕派は、12月9日王政復古クーデターをおこしました。その時に出されたのが史料Bです。主眼は徳川氏の排除にあり、慶喜の辞官・納地を命じ、新政権でのいっさいの地位が否定されました。これによって総裁・議定・参与の三職以下、七科の制(のち八局)による新政府が成立しましたが、旧幕府に対する厳しい責任追及が、戊辰内乱を招くこととなります。